

## 横芝光町Xガイドライン

令和5年10月  
横芝光町総務課

(目的)

- 1 Xが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、町政等に関する様々な情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 このガイドラインは、各所属において職務の一環としてXのアカウントを取得し、情報発信をする際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 総務課にX総括担当者を置き、当該総括担当者がアカウント（ユーザー名・名称・パスワード・メールアドレス）の登録及び総括的な事務にあたる。
- 4 ユーザー名及びパスワードは、総務課長が別に定める。
- 5 名称は「横芝光町●●課」と所属名を登録するものとする。
- 6 登録するメールアドレスは、横芝光町で使用する所属の代表アドレスとする。

(情報発信)

- 7 発信を希望する所属が所属単位で発信し、その所属長がその発信の責任を負う。

(ユーザー名・パスワードの管理)

- 8 所属に付与されたアカウントのユーザー名・名称は変更してはならない。
- 9 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他者のパスワードを利用して発信してはならない。

(意思決定)

- 10 情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とし、次に掲げるものとする。
  - (1) 既に一般に周知されている事項について発信する場合
  - (2) 災害対策本部等が緊急に発信する場合
  - (3) イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合
  - (4) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
  - (5) その他所属長が必要と認める場合

(フォローの禁止)

- 11 町のXアカウントには、原則として、他のXアカウントの情報を表示しない。

(返信の禁止)

- 12 町のXアカウントに対する意見や反応等については、原則として、返信しない。  
(リポスの禁止)
- 13 原則リポスしない。  
(ホームページへの表示)
- 14 総務課は、このガイドラインをホームページ上に掲載するとともに、基本的に町のXアカウントには、他のXアカウントの情報を表示しないことを明示する。  
(なりすましへの対応)
- 15 総務課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。  
(遵守事項)
- 16 法令及びこのガイドラインを遵守すること。  
(登録の解除等)
- 17 総務課長は法令及びこのガイドラインに照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、アカウントを削除する。  
(運用における助言等について)
- 18 総務課が随時助言等を行うものとする。  
(協議事項)
- 19 このガイドラインに定めのないものについては、総務課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。